

きもつきメンバーズクラブ設置要綱

(目的)

第1条 ふるさと納税制度を通じて、肝付町を応援したい寄附者が、相互に交流し、連携を深めながら、町に対し積極的に応援及び協力を行うとともに、まちの魅力を発信していくことにより、町への寄附促進と町内産業の振興及び地域の活性化に繋げていくため、シティセールスの一翼を担う会員組織として、きもつきメンバーズクラブ（以下「クラブ」という。）を設置するものである。

(会員)

第2条 町を応援したいという意思を持つ者は、きもつきメンバーズクラブ会員登録申請書（別記第1号様式）又はインターネット上の所定の申込様式による登録申請により、クラブの会員になるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、肝付町暴力団排除条例（平成24年肝付町条例第22号）第2条第1項第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者は、会員になることができない。

(入会費等)

第3条 クラブの入会費及び会費は無料とする。

(会員の活動)

第4条 会員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 町が発信する情報を、会員専用ウェブサイト（以下「専用サイト」という。）、会員専用アプリケーションソフト（以下「専用アプリ」という。）、電子メール等で確認すること。
- (2) 町が主催するイベント等に積極的に参加すること。
- (3) クラブへの新規会員登録の促進を図ること。
- (4) その他町を応援し、又は町の魅力を発信すること。

(禁止事項)

第5条 会員は、町を応援する活動を行うに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした行為
- (3) クラブの名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為
- (4) その他町長が不相当と認める行為

(登録情報の変更等)

第6条 会員は、会員の登録情報に変更があったときは、きもつきメンバーズクラブ会員登録情報変更届（別記第2号様式）又はインターネット上の所定の登録情報変更様式により、速やかに町長へ届け出るものとする。

(個人情報)

第7条 町長は、会員を特定できる情報（以下「個人情報」という。）を送付物等の発送、

会員管理その他クラブの活動の目的以外に利用してはならない。

(要綱の変更)

第8条 町長は、この要綱を改正したときは、速やかに全ての会員に通知するよう努めるものとする。

(ポイントの付与)

第9条 町長は、第2条第1項に規定により登録した会員が行った寄附に対して、寄附金の3分の1を乗じて得た額に相当する応援ポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、保有させるものとする。

2 ポイントは寄附の都度付与するものとし、当該寄附を行った会員が既にポイントを保有しているときは、当該保有しているポイント（以下「保有ポイント」という。）に合算する。

(ポイントの利用)

第10条 会員は、保有ポイントを町長が指定する返礼品と交換することができる。

2 ポイント交換の申込みは、肝付町キバレふるさと寄附金返礼品申込書(別記様式第3号)又は肝付町ふるさと納税特設サイト上の返礼品申込フォームにより行うものとする。

(ポイントの管理)

第11条 町長は、会員の保有ポイントを管理し、専用サイト又は専用アプリを通じて保有ポイント数及び会員が使用したポイント数を当該会員に開示するものとする。

2 会員は、前項のポイント数に疑義があるときは、町長に対して理由を付して説明を求め、又は異議を申し立てることができる。

3 町長は、前項に規定する異議申立てに相当の理由があると認めるときは、会員が保有するポイント数を補正することができる。

(ポイントの譲渡等の禁止)

第12条 会員は、保有ポイントを第三者に譲渡し、若しくは贈与し、又は相続することはできない。

(ポイントの有効期間)

第13条 第9条第1項の規定により付与されたポイント又は同条第2項の規定により合算された保有ポイントの有効期間は、ポイントが付与され、又は合算された日の翌日から起算して1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、ポイントを利用した場合において、保有ポイントから当該利用したポイントを控除して残余があるときにおける当該残余ポイントの有効期間は、当該ポイントを利用した日の翌日から起算して1年とする。

(ポイントの取消し)

第14条 町長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会員に事前に通知することなく、会員が保有するポイントの一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 違法又は不正行為があったとき。

(2) その他町長が会員に付与したポイントを取り消すことが適当と認めたとき。

(退会)

第 15 条 会員は、クラブを退会しようとするときは、きもつきメンバーズクラブ退会申請書(別記第 4 号様式)又はインターネット上の所定の退会申請様式による退会手続により町長に届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

第 16 条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失し、及び保有するポイントは消滅する。

(1) 前条の規定による退会の届出を行ったとき。

(2) 会員が死亡したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 故意又は重大な過失により、クラブに損害を与えたとき。

(5) その他会員としてふさわしくない行為があったと町長が認めたとき。

(損害賠償)

第 17 条 町長は、会員がこの要綱の規定に違反したことにより損害を受けた場合は、会員に対しその損害の賠償を請求することができる。

(免責事項)

第 18 条 町長は、会員の活動について、町に重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わない。

(庶務)

第 19 条 クラブの庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほかクラブに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。